

江北町地域防災計画

第4編 原子力災害対策

江北町防災会議

目 次

第4編 原子力災害対策

第1節 総則

第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性格	1
第3項 計画の周知徹底	1
第4項 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	2
第5項 災害の想定	2
第6項 防災関係機関の事務又は業務の大綱	2

第2節 災害予防対策

第1項 基本方針	10
第2項 情報の収集、連絡体制等の整備	10
第3項 緊急時モニタリングポスト実施体制の整備	10
第4項 避難収容活動体制の整備	11
第5項 緊急輸送活動体制の整備	12
第6項 住民等への的確な情報伝達体制の整備	12
第7項 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	13
第8項 防災業務関係者の人材育成	13

第3節 災害応急対策

第1項 基本方針	14
第2項 通報連絡、情報収集活動	14
第3項 活動体制の確立	16
第4項 緊急時モニタリング活動	16
第5項 屋内退避、避難等の防災活動	17
第6項 医療活動等	19
第7項 飲料水、飲食物の摂取制限等	20
第8項 住民等への的確な情報伝達活動	22
第9項 文教対策計画	23

第4節 災害復旧対策

第1項 基本方針	24
第2項 放射性物質による環境汚染への対処	25
第3項 放射性物質の付着した廃棄物の処理	25
第4項 各種制限措置の解除	26
第5項 環境放射線モニタリングの実施と結果公表	26

第6項 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	26
第7項 風評被害等の影響の軽減	27
第8項 被災中小企業等に対する支援	27
第9項 心身の健康相談活動	27

第5節 複合災害対策

第1項 総則	28
第2項 復旧対策	28

第4編 原子力災害対策

第1節 総 則

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2項 計画の性格

この計画は、江北町の地域に係る原子力災害対策に関する基本となるものであり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成30年7月25日改正）に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画又は佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、江北町の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 今後、防災基本計画、防災業務計画若しくは佐賀県地域防災計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第3項 計画の周知徹底

この計画は、町、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

第4項 原子力災害対策を重点的に 実施すべき地域の範囲

原子力災害対策指針において佐賀県の計画として、地域防災計画を作成すべき市町は、PAZ（予防的防護措置を準備する区域（原子力発電所から5km円内））またはUPZ（緊急時防護措置を準備する区域（原子力発電所から30km円内））の対象地域を含む玄海町、唐津市、伊万里市とする。

なお、玄海及び関係周辺市以外である江北町においても、緊急時モニタリング及び必要な情報伝達等の対策を行うこととし、また、避難者の受入を行うこととなることから、町における地域防災計画の適切な箇所に緊急時環境モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受入等に係る事項を記載するものとする。

第5項 災害の想定

県は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の検討に努める。

第6項 防災関係機関の事務又は 業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、避難計画策定市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、江北町地域防災計画第1編総則第2章第2節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

加えて、特に原子力防災に関する事項について記載すべき事項については、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

所　掌　事　項
(1) 原子力防災体制の整備に関すること (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること (3) 緊急時モニタリング施設及び体制の整備に関すること (4) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること

- (5) 環境条件の把握に関すること
- (6) 原子力防災に関する知識の普及啓発に関すること
- (7) 教育及び訓練の実施に関すること
- (8) 事故発生時における国、市町等との連絡調整に関すること
- (9) 国等から派遣される専門家等の受入及び調整に関すること
- (10) 自衛隊の災害派遣に関すること
- (11) 他の都道府県との相互応援に関すること
- (12) 災害に関する情報収集及び伝達に関すること
- (13) 緊急時モニタリングの実施に関すること
- (14) 市町長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言に関すること
- (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
- (16) 行政機関、学校等の退避に関すること
- (17) 市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等に関すること
- (18) 市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等に関すること
- (19) 被ばく者の診断及び措置に関すること
- (20) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
- (21) 要配慮者対策に関すること
- (22) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (23) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること
- (24) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示に関すること
- (25) 風評被害等の影響の軽減に関すること
- (26) 文教対策に関すること
- (27) その他災害対策に必要な措置に関すること

2 県警察

所　　掌　　事　　項
<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民等の退避及び避難誘導に関すること (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備に関すること (3) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (4) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (5) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (6) 警察災害派遣隊等に関すること

3 市町

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 玄海町、 関係周辺市	<p>ア 原子力防災体制の整備に関すること</p> <p>イ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること</p> <p>ウ 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること</p> <p>エ 環境条件の把握に関すること</p>
(2) 江北町	<p>ア 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること</p> <p>イ 教育及び訓練の実施に関すること</p> <p>ウ 他の市町との相互応援に関すること</p> <p>エ 事故発生時における国、県等との連絡調整に関すること</p> <p>オ 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること</p> <p>カ 緊急時モニタリングへの協力に関すること</p> <p>キ 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限に関すること</p> <p>ク 行政機関、学校等の退避に関すること</p> <p>ケ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること</p> <p>コ 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること</p> <p>サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること</p> <p>シ 要配慮者対策に関すること</p> <p>ス 汚染飲食物の摂取制限に関すること</p> <p>セ 汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること</p> <p>ソ 文教対策に関すること</p> <p>タ 放射性物質による汚染の除去に関すること</p> <p>チ 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること</p> <p>ツ 各種制限措置の解除に関すること</p> <p>テ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>ト 風評被害等の影響の軽減に関すること</p> <p>ナ その他災害対策に必要な措置に関すること</p> <p>ニ (1)の市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること</p>

4 消防機関

機 関 名	所 掌 事 項
玄海町、関係周辺市を管轄する消防機関	(1) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助に関すること (2) 一般傷病者の救急看護に関すること (3) 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること (4) 避難等の誘導に係る資料の整備に関すること (5) 防護対策を講ずべき地域の消防対策に関すること

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊の運用及び広域応援の指導調整に関すること イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア 災害時の財政金融、国有財産の管理及び調整に関すること
(3) 九州厚生局	ア 関係職員の現地派遣に関すること イ 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整、被災傷病者の収容、治療の要請に関すること
(4) 九州農政局	ア 災害時の農地、農業用施設、家畜・家きん、農畜水産物等に関する状況の把握及び安全性確認のための指導に関すること イ 応急用食料等の確保等に関する指導に関すること ウ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導に関すること エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導に関すること オ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関すること
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 林野、林産物の状況の把握に関すること
(6) 九州経済産業局	ア 災害時の物価安定対策に関すること イ 被災商工業者への支援に関すること ウ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
(7) 九州産業保安監督部	ア 原子力発電所の安全確保に関する指導助言に関すること イ 原子力災害合同対策協議会に対する支援に関すること
(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐津庁舎)	ア 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること イ 自動車運送業者に対する運送命令等に関すること ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること

機 関 名	所 掌 事 項
	エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(10) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部)	ア 災害時における船舶の退避及び立入制限の措置に関すること イ 緊急時海上モニタリングの支援に関すること ウ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること エ 海上における救急・救助活動の実施に関すること
(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること イ 緊急モニタリング本部への支援に関すること
(12) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること
(13) 佐賀労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること イ 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること
(14) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 筑後川河川事務所)	ア 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること イ 交通規制及び輸送路の確保に関すること

6 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 陸上自衛隊 西部方面隊	ア 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること イ 住民の避難等における陸上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(2) 海上自衛隊 佐世保地方隊	ア 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援に関すること イ 住民の避難等における海上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(3) 航空自衛隊 西部航空方面隊	ア その他災害応急対策の支援に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 西日本電信電話 株式会社(佐賀支店)	ア 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社N T T ドコモ (佐賀支店)	
(3) K D D I 株式会社	
(4) ソフトバンクモバイル 株式会社	
(5) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(6) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア 災害時における医療救護等の実施に関すること
(7) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること
(8) 西日本高速道路 株式会社(九州支社、 佐賀高速道路事業所、久 留米管理事務所、長崎高 速道路事務所)	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に 関すること
(9) 九州旅客鉄道 株式会社	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送に協力に関する こと
(10) 日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(11) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(12) 日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護 対策に関すること

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 地方独立行政法人 佐賀県医療センター厚生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 公益社団法人佐賀県 トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること

機 関 名	所 掌 事 項
(3) 一般社団法人佐賀県 バス・タクシー協会	
(4) 株式会社エフエム佐賀	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること
(5) 株式会社サガテレビ	
(6) 長崎放送株式会社 N B C ラジオ佐賀局	
(7) 一般社団法人 佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護への協力に関すること
(8) 公益社団法人 佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援
(9) 一般社団法人 佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護への協力に関すること
(10) 一般社団法人 佐賀県薬剤師会	
(11) 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 農業協同組合、 農業共済組合、 森林組合及び 漁業協同組合、 商工会議所及び 商工会	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・ 連携に関するこ
(2) 商工会議所、 商工会	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・ 連携に関するこ
(3) 国立大学法人佐賀大学 医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関するこ イ 被災者に対する医療救護の実施に関するこ
(4) 病院等医療施設の 管理者	
(5) 社会福祉施設の 管理者	ア 災害時における施設入所者の安全・確保に関するこ

機 関 名	所 掌 事 項
(6) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児・児童及び生徒の安全・確保に関すること イ 災害時における文教対策の実施に関すること
(7) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

10 原子力事業者

機 関 名	所 掌 事 項
九州電力株式会社	(1) 原子力発電所の災害予防に関すること (2) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること (3) 緊急時の応急対策活動体制の整備に関すること (4) 通信連絡施設及び通信連絡体制の整備に関すること (5) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること (6) 緊急時モニタリング設備及び機器類の整備に関すること (7) 教育及び訓練の実施に関すること (8) 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること (9) 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡に関すること (10) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供に関すること (11) 原子力発電所の施設内の応急対策に関すること (12) 緊急時モニタリングの実施に関すること (13) 県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること (14) 原子力災害医療措置の実施のための協力に関すること (15) 相談窓口の設置等災害復旧に関すること

第2節 災害予防対策

第1項 基本方針

本節は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第2項 情報の収集、連絡体制等の整備

町、県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 県及び関係機関相互の連携体制の確保

町、県、県警察、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、海上保安部、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点における情報通信のためのネットワークを強化する。

(2) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

町、県、県警察及び玄海町、関係周辺市は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るために、玄海町、関係周辺市の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

第3項 緊急時モニタリング体制の整備

1 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の目的は原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。

2 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境の影響の評価に関する観点から、平常時から緊急時を踏まえた環境放射線モニタリングの技術的支援の下、を適切に実施する。

3 体制の整備

県は、国、玄海町、関係周辺市、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定地方公共団体

と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通した連携の強化等を行い、県内全域に係る緊急時モニタリング体制の整備を図る。

第4項 避難収容活動体制の整備

1 指定避難所等の指定等

県は、町に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所への指定に努めるよう助言するものとする。

町は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。さらに、指定緊急避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、町、県、玄海町、関係周辺市は、要配慮者に配慮し、あらかじめ福祉避難所等の要配慮者に対応した避難先の確保に努めるものとする。

2 要配慮者の避難体制

(避難行動要支援者名簿の作成・更新等)

玄海町、関係周辺市及び町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

玄海町、関係周辺市及び町は消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

3 居住地以外の市町村に避難する避難者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供することができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

4 指定避難所における避難方法等の周知

県は、町に対し、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日ごろから町民への周知徹底に努めるよう助言する。

町は、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日ごろから町民への周知徹底に努める。

第5項 緊急輸送活動体制の整備

1 交通管理体制等の整備

町は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

第6項 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、町民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、情報収集事態（玄海で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（佐賀県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ）警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

町は、町民等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3 町民相談窓口設置体制の整備

町は、町民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、災害FM、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第7項 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

町、県、原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、消防庁、及び玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、町民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 9 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること
- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第8項 防災業務関係者の人材育成

町、県警察及び消防機関は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

第3節 災害応急対策

第1項 基本方針

本節は、原子力事業者から緊急事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づく緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に準じて対応する。

第2項 通報連絡、情報収集活動

施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室は、県、玄海町及び関係周辺市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会からの連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとするものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、その他市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県、玄海町及び関係周辺市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会からの連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、玄海町、関係周辺市、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があつた場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行いうよう努める。

イ 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、PAZ内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にUPZ内の屋内退避準備を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

ウ 国の専門官の確認等

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会、内閣府及び玄海町に連絡する。

エ 県からの連絡

県は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、玄海町及び関係周辺市、その他市町、県警察、消防機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、PAZ区域内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要配慮者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にUPZ内の屋内退避準備を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう要請する。

なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、PAZ区域内の住民避難が円滑

に進むよう配慮を求めるものとする。

オ 玄海町及び関係周辺市からの連絡

玄海町及び関係周辺市は、原子力事業者、原子力規制員会、原子力防災専門官又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。

併せて、住民等への情報提供を行う。

また、玄海町及び唐津市は必要に応じ、P A Z 区域内の住民等への避難準備（施設敷地緊急事態要配慮者の避難）情報の発令や輸送手段の確保等、住民の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要配慮者の避難を行う。

さらに、玄海町及び関係周辺市はU P Z 区域内の屋内退避準備を行う。

なお、「火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）」の直接速報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁へ報告する。

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値を検出した場合の通報

ア 原子力事業者への確認及び原子力防災専門官への通報

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において県が設置したモニタリングポストで、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力事業者に確認するとともに、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

イ 原子力防災専門官の確認

原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。

ウ 原子力事業者の通報

原子力事業者は、施設の状況確認を行なうとともに、施設敷地緊急事態の発生が確認された場合は、直ちに施設敷地緊急事態の発生通報に基づいて関係機関へ通報を行う。

第3項 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時環境モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた町民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、国、県、玄海町及び関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

また、避難のための立退きの勧告又は指示が出された場合、江北町への避難者が発生した場合、町においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

第4項 緊急時モニタリング活動

緊急事態発生後、県は環境センターに環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置するとともに、関係機関の協力を得ながら緊急時モニタリングを開始する。

緊急時モニタリング活動は、この計画に定めるものほか、原子力規制庁が定める原子力災害対策指針の補足参考資料や県の緊急時モニタリング計画を基本に実施する。

第5項 避難、屋内退避等の防護措置

県、玄海町及び関係周辺市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の措置を講じるとともに、食料品等の供給対策を実施する。

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(1) 避難の指示等

ア 県の役割

(ア) 警戒事態発生時

県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

(イ) 施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこととともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、玄海町、唐津市に対し、その旨を伝達する。

また、県は国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととともに、UPZ外の町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

(ウ) 緊急事態発言発出時

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合または独自の判断により、PAZ内の避難を行うこととし、玄海町及び唐津市に対し、PAZ内の住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

県は、PAZ内における避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、玄海町及び関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の町に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受け入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備への協力要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

県は、事態の規模、時間的に推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。

(イ) O I Lに基づく避難等

県は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超える恐れがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(オ) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が支持を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(カ) 広域避難に係る調整等

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要となる等、避難計画に定める避難先以外へ避難する必要が生じた場合には、県有施設の活用、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

(キ) 運送事業者への被災者の運送要請

県は、緊急事態応急対策のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当なが正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(ク) 家庭動物の同行避難

県は、災害時の事態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

イ 町の役割

(ア) 緊急事態発言発出時

玄海町及び唐津市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Z内の避難を行うこととし、P A Z内の住民等に対する避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

玄海町及び関係周辺市は、P A Z内における避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達する。

町は、町民に対し、国若しくは県の指示又は独自の判断により、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

事態の規模、時間的に推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は

避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

(イ) O I Lに基づく避難等

緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超える恐れがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示避難のための立退きの勧告又は指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(ウ) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が支持を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された玄海町、関係周辺市及びその他市町の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

町は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力をを行う。

2 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策本部指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難勧告又は避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及び町の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等がU P Z外へ避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及びス避難退域時検査結果に応じたO I Lに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行うものとする。

3 避難及びその勧告・指示の実行を上げるための措置

避難住民の受入を行う場合は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力をを行う。

第6項 医療活動等

(1) 町の医療対策

町は、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

第7項 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、玄海町、関係周辺市及びその他市町に、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう町に指示する。

町は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

県、町は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、町民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関するO I L※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物にかかるスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上 1 mで計測した場合の空中放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元	1 Bq/kg	10 Bq/kg

素のアルファ核種		
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1 国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency。以下、「IAEA」という。)

では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を特定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の各種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表 3)

2 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、町に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置をとることを指示するよう指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷制限
- (4) 肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

町は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、上記の措置を講じるよう指示する。

県、町は、上記の措置の内容について、町民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、玄海町及び関係周辺市及びその他市町の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3 飲料水、飲食物の供給

町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて町地域防災計画に基づいて、町民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を町に指示した場合において、町から支援の要請があつた場合又は自ら必要と認めた場合は、地域防災計画第2編風水害対策及び第3編震災対策に基づいて、町の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第8項 住民等への的確な情報伝達活動

町、県及びその他防災関係機関は、町民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、町民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1 町民等への情報伝達活動

(1) 町民等への広報

町は、あらゆる手段を用いて、次の事項について情報提供活動を実施する。

- ア 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- エ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

(2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

町及び県は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜産物の放射性物質の調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難場所等など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

- ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための住民に対する呼びかけ
- イ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民生の安定並びに要配慮者、一時滞在者、住宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

2 誤情報の拡散への対処

町、県及び国は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3 町民等からの問い合わせに対する対応

(1) 町、県、国及び原子力事業者は、速やかに町民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、町、県、国及び原子力事業者は、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

町、県は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、町民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

(2) 町、県は被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町村、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9項 文教対策計画

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県、玄海町、関係周辺市及びその他市町に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、玄海町、関係周辺市及びその他市町に対し連絡する。連絡を受けた避難計画策定市町及びその他市町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、避難計画策定市町、その他市町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2) 応急復旧

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

2 応急教育の実施

学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

- ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- イ 教職員を動員し、授業再開に努める。
- ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 指定避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

指定避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第4節 災害復旧対策

第1項 基本方針

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

第2項 放射性物質による環境汚染への対処

町、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び町民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壤、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

県、町、その他防災関係機関及び町民は、避難指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壤の除去を実施する際は、削り取る土壤の厚さを必要最小限にする等、除去土壤の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壤の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第3項 放射性物質の付着した廃棄物の処理

町、県及び国並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

町及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力をうととともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、町民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防

止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

町及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力をを行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4項 各種制限措置の解除

町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第5項 環境放射線モニタリング の実施と結果公表

町は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

第6項 災害地域住民に係る記録等の 作成及び相談窓口の設置等

町及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

町及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第7項 風評被害等の影響の軽減

町、国及び県は、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の產品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

第8項 被災中小企業等に対する支援

町は県及び国と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第9項 心身の健康相談活動

町、県、国、県医師会及び関係都市医師会は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、町民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

町は県、国及び防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、町民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、町民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

第5節 複合災害対策

第1項 総則

第1 計画の目的

本節は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本節においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第2 活動体制

町は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

なお、町地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めることとし、これに従い的確な活動体制を構築する。

第3 応急対策活動に係る留意点

1 町民への情報提供、相談体制に係る留意点

町並びに県は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

2 避難等の防災活動

町、県、その他の防災関係機関は、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。

その上で、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行うものとする。

第2項 復旧対策

各編の復旧対策の定めるところによる。